

氷見市都市計画審議会

○日時 令和8年8月6日（木） 15:00～16:30

○場所 氷見市役所2階 全員協議会室

○出席 委員12名、事務局6名

○次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
議案）氷見市景観計画の改定について
4. 閉会

○配布資料

- ・資料1 氷見市景観計画の改定について
- ・資料2 氷見市景観形成重点地区景観計画（案）等に対する意見募集の概要とその対応について
- ・資料3 氷見市景観計画（改定案）
- ・資料4 氷見市景観計画（改定案）新旧対照表
- ・資料5 氷見市景観形成重点地区景観計画（案）



■参加者名簿

	区分	氏名	役職	出欠
委員	学識経験者	神代 太	氷見建設業協会 事務局長	○
		本田 孝則	氷見商工会議所 専務理事	○
		林 千昭	氷見市連合婦人会 会長	○
		本田 豊	富山大学都市デザイン学部 教授	○
		市井 昌彦	富山県道路公社 副理事長	○
		両國 明美	氷見市農業協同組合 副組合長理事	○
	市議会	屋敷 夕貴	氷見市議会議員	○
		稲積 佐門	氷見市議会議員	○
		上坊寺 勇人	氷見市議会議員	○
		竹岸 秀晃	氷見市議会議員	○
	富山県	浦島 智之	氷見土木事務所 所長	○
	市民代表	松木 一成	氷見市自治振興委員連合会 副会長	○
事務局	氷見市	菊地 正寛	市長	○
		小倉 宣幸	建設部 部長	○
		草山 貞夫	都市計画課 課長	○
		岩坪 大祐	都市計画課 課長補佐	○
		江畑 友太	都市計画課 主任	○
		藪下 優太	都市計画課 技師	○

＜議事概要＞

1. 開会

2. 挨拶

市長 : 本日は、ご多用のところ、「氷見市都市計画審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より市政全般にわたり格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、本日の案件は、氷見市景観計画の改定について、ご報告させていただく予定としております。現行の景観計画は、平成31年4月に策定いたしました。その後、国道415号沿道では、市芸術文化館等の公共施設、商業施設の立地や事業者による開発が進みましたことから、景観の保全により、その魅力を高め、賑わい創出と回遊性向上につなげるため、能越自動車道氷見インターチェンジから中心市街地へ至るエリアを、きめ細かい景観誘導が可能となる「景観形成重点地区」に指定する改定作業を進めてまいりました。7月3日には、氷見市景観審議会にてご審議いただき、同意いただいたところでございます。本日は、改定後の制度運用等につきまして、当審議会のお立場からのご助言をお願いするものであります。この後、事務局より改定に関する報告についてご説明をさせていただきますので、皆様方にはそれぞれのご見識から、忌憚のないご意見をいただき、この会議が実り多いものになるようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : 当審議会の委員につきましては、前回開催の昨年9月16日以降、委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

＜委員紹介及び委員挨拶＞

事務局 : 本日は、委員12名中11名の、現在出席でございます。1名の方は遅れて出席されます。2分の1以上の委員の皆さまにご出席いただいておりますので、会議は成立しています。

本日の議題ですが、「氷見市景観計画の改定」についてご説明し、委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと考えております。7月3日に開催いたしました氷見市景観審議会にてご審議、議決いただきました内容を基に進めたく存じます。なお、進行にあたっては、資料が多いため事前に資料を送付させて頂いており、事務局からはできるだけ簡素に説明いたしたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この後の議事の進行は、本田会長にお願いしたいと思います。

3. 議事

議案) 氷見市景観計画の改定について

本田会長 : 本日は都市計画審議会を開催しましたところ、ご多用のところご出席をいただき、誠

にあります。ありがとうございます。それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案の「氷見市景観計画の改定」について事務局より説明をお願いします。資料が多いため、まずは「【資料１】氷見市景観計画の改定について」、「【資料２】氷見市景観形成重点地区景観計画(案)等に対する意見募集の概要とその対応について」からお願いします。

事務局 : <スライド及び資料により説明>

本田会長 : ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、補足説明等、気になる点がございましたら、順次発言ください。

私、個人的には紹介いただいた実証実験について、いかに市民に理解を得て協力してもらえるか、市民の計画への巻き込み方が重要になると思います。

A委員 : 【資料１】の３Ｐと１６Ｐを見比べた時に、シンボルロード地区の範囲が１６Ｐでは４１５号の交差点までに見えて、３Ｐでは漁港までに見えるが。

事務局 : ３Ｐですが、中心市街地の部分はオレンジ色の点線で囲まれており、中央町の交差点までとなっている。１６Ｐの芸文館からまちなか方面の範囲についても、中央町交差点までとなっており、区画については近いものになります。３Ｐのオレンジ色の範囲はやや漁港寄りになっておりますが、この度の指定は中央町の交差点までとなっております。

A委員 : まっすぐ一本道なので、どうせなら漁港までを範囲にしてもよかったのではと思った。

事務局 : 重点地区の指定については、令和４年度から令和６年度にかけて重点地区指定検討委員会を住民、関係団体、学識経験者を交えて開催しており、その中でまちなか区間については中央町交差点までとなった。その先の漁港エリアについては、次に重点地区を指定する際の候補地区である番屋街周辺から駅周辺を範囲とした南北エリアに含まれるため、その中で検討される位置づけとなっている。

B委員 : シンボルロード地区についてはインターから漁港までを車で通って景観を見てほしいのか、それとも芸術文化館に車を停めてそこから漁港までのまち並みや景観を楽しむということなのか、どちらの優先順位が高いのか。

事務局 : 氷見インターチェンジから中央町交差点までを連続した一体のものとして、全て徒歩で巡っていただくのは難しいかと考えている。４１５号線を魚の背骨のように捉えて、骨が伸びるように田園区間、芸文館、中央町それぞれの区画から南北に回遊いただけるような景観のしつらえを設けたいと考えている。委員ご指摘のように車を芸文館に停めて周囲を回っていただくというのも意図しているところである。区画ごとの魅力を発掘していきたい。

B委員 : インターから来るとなると車の利用者がメインになると思う。氷見駅から番屋街やまちなかを抜けていくエリアも重要だと思うが、インターから漁港までの通りで営業しているお店に入りやすくするとか、新しくお店を出店してみたいという方にシンボルロード地区に出店する際は補助を付けます、というふうにするとか、まちなかの空き店舗やシンボルロードエリア一体が盛り上がるようにどういうふうを考えているのか。

事務局 : 予算をとまなう取り組みについては新年度に向けて検討していくことになるが、この地

域で商業活動や生活をしておられる方に対して、景観の観点から後押しする取り組みを行ってまいりたい。

B委員 : パブリックコメント、住民説明会の中で意見が出ているように、シンボルロードの歩道が地震後いまだに直っていない。県と連携して取り組んでいくということだが、そういったところを整備してからシンボルロード整備の話をしないと、災害からの復旧すらしていないのに、と順番が逆だと思われかねない。

事務局 : まず液状化の問題があり、シンボルロード地区については液状化対策の候補であったため、その決定を待っていただいていた。415号線は県管理であり、現在は液状化対策の区画が決まり、復旧工事が動きだしているので、県と連携を密にとって復旧に努めていきたい。

C委員 : 【資料1】10Pの景観形成基準の変更命令は個人の資産に対してどのへんまで強制力があるのか。

事務局 : 法令上は景観法に定めがあるが、まずは事前に協議・相談を行ってまいりたい。勧告、指導、命令といった措置は、景観審議会にかけて対応を探っていくことになる。そのような手続きを踏んでいく中で状況が変わらなければ、命令となるが、即座に罰則が適用されるものではない。なお、景観法で定まっている罰則については、50万円以下の罰金等となっている。

本田会長 : (景観形成基準には) 詳細な遵守すべき基準があるので協力いただくためには市民の参画が必要になる。後ほど改めて質疑応答がありますので、続けて「【資料3】氷見市景観計画(改定案)」から「【資料5】氷見市景観形成重点地区景観計画(案)」について事務局より説明願います。

事務局 : <スライド及び資料により説明>

本田会長 : 氷見市景観計画の案、氷見市景観形成重点地区景観計画の案について説明いただきました。これらの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、順次発言いただきたいと思います。

D委員 : 事前のアドバイスも含めて、景観形成基準の説明は職員がするのか、アドバイザーがするのか。

事務局 : 基本的に職員で行うが、内容によっては専門家や景観審議会の委員の方にご意見をお伺いしたいと考えている。

D委員 : 先ほどの補助金の説明は修繕に限ったものだったが、これから補助制度について考えていく中で新設物件についての補助は考えていくのか。

事務局 : 基本的には新設の場合は、景観計画を確認いただいて、設計の段階で協力いただくことを考えている。補助制度については、例えば、空き家や空き店舗を購入された方が修景のために改築等されるケースを想定している。

D委員 : 新築で作ろうという場合に、基準に合わないというケースが出てくるのではないかと考えられるが。

事務局 : 新築の際は、景観計画を基に周辺からの見え方や、色彩について確認いただき、施工内容を検討いただきたいと考えている。

本田会長 : 確認だが、今回の景観形成重点地区の対象区域は、シンボルロード地区とシンボルロ

ード周辺回遊エリア、この2つということによいのか。

事務局 : 緑色のシンボルロード地区のみが景観形成重点地区の対象となる。

E委員 : 今後、重点地区が定められたら市民に知っていただくことが大事だと思うが、氷見市の景観計画は市の全域を対象としており、その全域で景観を形成していくことになっている。このため、市の全域において届出が必要な対象行為が既に定められている。

今回、重点区域においても、これまでの届出と同様な手続きを取ることになるが、市の全域という薄く広い範囲で手続きが必要となる対象行為と、重点地区という今回切り出された範囲で手続きが必要となる対象行為、この2種類があるということを区別したうえ、分かるようにプレゼンしていただくと良いと思う。

特に、重点地区は厳しくやるのか細かくやるのか、手続きとしては同じだが、薄く広い市の全域に対しては景観誘導基準があり、重点地区にはさらに景観形成基準が加わるので、それらの言葉の意味と重点地区ではどう使われているのかをうまく説明しないと、伝わりにくいと思うので、気をつけてプレゼンしていただきたい。

それと、景観計画策定委員会の委員の名簿があり、重点地区の指定の委員の名簿があるが、景観審議会の委員の名簿が無く、誰が委員なのか分からないのと、景観審議会ではどんな意見があったのか合わせて説明があればより丁寧だったと思う。

議会への説明時や市民への公表時には、ベースとなる市全域と切り出された重点地区での景観計画の建て付けをうまく説明されると良いと思う。

事務局 : 市全域が対象の内容と特定の区域のみを対象にした内容とを分かりやすく伝えられるようにしていきたい。また、景観審議会の委員の構成を紹介できておらず申し訳ない。7月に景観審議会を開催した際には、駅前や商店街も重点的に景観に取り組むべきではないか、市民参加型の景観を話し合う仕組みが必要ではないか、まち並みの統一感を作り出すシンボルカラーを決める取り組みをしたらどうかという意見があった。

本田会長 : 景観審議会ではどのような意見が出たのかを共有するのが重要だと思う。最初に申し上げたように市民の計画への巻き込み方というか、いかに理解を得て協力してもらうのかを今後検討していくのが改めて重要だと思った。追加でご発言のある方はいらっしゃいますか。他に質疑もないようですので、これで議事を終了し、事務局へお返しします。

4. 閉会

事務局 : 本田会長どうもありがとうございました。閉会にあたり、市長からご挨拶申し上げます。

市長 : 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。貴重な意見をたくさんいただいたとっております。今回指定するシンボルロード地区ではありますが、終点部分にある番屋街には年間120～130万人の方がお越しになっているということで、たくさんの方が通っている道路になります。また、まち側の終点にある防災街区はこれから公費解体され、新しいまちができていき、これからどんどん雰囲気が変わっていくところであろうかと思っております。そうした中、氷見のシンボルロードとして、しっかり景観を維持して、いらっしゃる方、市民

の方に地震もあったが、いい景観になったと思っていただけるよう、今日いただいた意見を参考にしながら、市民の方への普及啓発、景観づくりに取り組んでまいりたい。本日は、誠にありがとうございました。

事務局 : それでは、以上をもちまして、氷見市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。